

守谷市教育委員会第1回臨時会 令和6年3月

1 日 時 令和6年3月14日(木) 午後4時~

2 場 所 守谷市役所 庁議室

3 出席者 教育長 町田 香
教育長職務代理者 河原 健
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良
教育委員 寺田 弘

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長 小林 伸穂
教育部参事 古橋 雅文
教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子
学校教育課長 前川 優子
教育指導課長 直井 健治

6 傍聴人 なし

1 開会宣言	教育長	午後4時 開会を宣言
2 会議録署名委員の指名	教育長	議事録署名人に椎名委員を指名する。
3 議決事項	教育長	それでは、直ちに会議に入ります。 議案第8号は、人事に関する議案であるため、 本日の資料及び会議は非公開としたい。
		全員異議なし (非公開とした) (内容説明)

教育長	<p>議案第8号について採決行う。</p>
	<p>全員賛成（原案のとおり可決した）</p>
教育長	<p>議案第9号「守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」の説明を求める。</p>
	<p>学校教育課長から説明をお願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>議案第9号、第10号についてなのですが、報告第2号と関連がありますので、報告2号から説明いたします。</p>
	<p>報告第2号につきましては、3月7日に開催いたしました第6回審議会において頂いた答申となっています。</p>
	<p>内容としましては、5月に守谷市通学区域審議会に対して行いました諮問のうち、黒内小学校の令和7年度対策について頂いた答申となっております。</p>
	<p>内容につきまして、令和7年度の対策としては、黒内小学校保護者が過大規模校から保有教室数に余裕のある学校へ就学を変更できるようにする就学校変更基準の運用を継続すること。</p>
	<p>また、松並青葉地区を対象とする特定地域選択制度を導入し、黒内小のほかに選択できる学校を御所ヶ丘小、郷州小として、この2校を選択した場合は、遠距離となることからスクールバスを導入すること。</p>
	<p>また、通学区域の変更については、引き続き検討していくことの3点が答申されました。</p>
	<p>また、これらの対策を実施するに当たりまして、検討や配慮が今後必要となることを付帯意見として頂いたような状況です。</p>
	<p>付帯意見の内容としましては、制度自体の情報や学校情報を地域に十分に周知することや、子供と保護者との心のケアなどがありますが、後ほどこ</p>

ちら詳細御確認いただければと思います。
続いて 9 号を説明いたします。
その答申を踏まえまして、これを令和 7 年度から実施することができるよう、必要な規則と条項の改正が議案第 9 号、10 号となっております。
議案第 9 号 守谷市小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。
本議案は、3 月 7 日に頂いた答申を踏まえ、黒内小学校の通学区域の一部、松並青葉地区に選択性を加えるため、規則の一部を改正するものとなっております。本規則で学校ごとの通学区域を行政区名として記載している箇所が別表となりますので、今回の改正内容は、小学校の通学区域を定めた別表の下に、備考として明記いたしました。
別表の中ではなく備考として明記したのは、本来の就学校は黒内小学校であるということを示すため、また、他の自治体でも特定地域選択制は備考のような形で記載している事例があることから、この形にまとめました。
また、備考第 2 項目で、進学先の中学校について、就学校変更をした場合、就学校の選択で就学校が別の黒内小以外に選択した場合、その通学区域の中学校への就学、こちらが原則とはなりますが、本来の就学先である守谷中学校も選択できることを記載しております。
こちら、中学校の別表の下に入れるべきではないかという事前に御意見も頂いたところですが、中学校の通学区域を示す別表が、例えば守谷中学校の通学区域は、大野小学校及び黒内小学校の通学区域というような表現となっているため、この下に備考として記載すると、また全体の説明が必要となってしまって分かりづらくなることから、小学校の選択性に付随して起こる中学校の選択という考え方で、小学校の別表の下に備考として記

河原委員	<p>載したところです。</p> <p>説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>基本的にはこれで。松並青葉地区に選択制を導入して、小学校も選択できると同時に中学校も選択できるという形で、協力していただける御家庭がある程度集まれば、黒内小学校の過大規模校解消に役に立つということで、結構だと思う。</p> <p>実際に、具体的に運用するときに、今回、一つは通学区域。もう一つは、学区外就学の扱いという形であるが、自分の経験だと、新小学校一年生が入学するので、学区の変更で、そちらの新しい学校へ、新学区に行かせるために、二つぐらい上の兄弟もそちらの学校へ行かせたいという希望が出た。そうすると、今の守谷の方法では、上の子どもは、学校選択制ではなく学区外就学扱いで行くというような形になり、問題はないのか。</p> <p>上の兄弟は学区外就学なので、申立書を書いて、わざわざ行かせなくちゃいけないと。事務手続も煩雑になりますよね。下の今度、新一年生のほうは、どういう形になるのか分かりませんけれども、もともと選択制なので、最終的には、希望をとったりした後、入学通知が郷州小なり御所ヶ丘小なりもらえると。その辺の実際の運用のときに、協力していただける御家庭に対して、できるだけ簡便で分かりやすいやり方で対応できるように工夫していただけたらというふうに思いますし、具体的な運用をどうするかというのは、同じく中学校に上がるときも同じようなことが起るのかなと思いますので、よく内部で検討して。これとは別に、取扱は内部で検討して行えば、協力していただける御家庭に分かり易くなると思う。</p> <p>寺田委員 指定校を選択することにおいて、学区外就学の</p>
------	---

	<p>のような形になるが、選択することにおいて、そこが指定校なのか、それとも学区外就学のかはつきりしない部分があるので、小学校の黒内小学校の松並青葉の後ろに括弧でくくる。郷州小、それから御所ヶ丘小、そこに松並青葉と入れて、くくり全て指定校だよとし、選択できるという案をつたえたが、結果的にこういう形で行きたいよというには、こんな形で読みますよと補足してほしい。</p>
学校教育課長	<p>備考として明記した理由として、指定校が三つにはなるのですが、本来の就学先は黒内小学校で、黒内小学校のほかに郷州小と御所ヶ丘小学校が選べるというのが特定地域選択制というものです。別表の中に、黒内小学校の通学区域、松並青葉一丁目から四丁目（御所ヶ丘小、郷州小も選べます）。御所ヶ丘小学校の通学区域の中に松並青葉一丁目から四丁目を入れて、（黒内小または郷州小も選べます）。郷州小のところにも同じようなやつをやると、本当に全部の3校が等しく同じという形になってしまって、本来の就学先は、やはり地域的には黒内小学校というところが見えなくなってしまうというところで、あえて備考にしました。</p>
教育長	<p>議案第9号「守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」採決する。</p>
	<p>全員賛成</p>
教育長	<p>議案第10号「守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱について」の説明を求める。</p>
学校教育課長	<p>黒内小学校児童数の過大規模化が緩やかとな</p>

	<p>るよう、就学変更基準要件の一部を削除するため、要綱の一部を改正するということになっております。</p> <p>資料2ページ目ですけれども、変更の内容といたしましては、現在、過大規模校から普通教室数に余裕のある学校に就学先を変更することができる。これを新入学生のみとしているのですけれども、令和7年度からのスクールバス導入による小学校選択制について、2月中旬に地域に説明会を開催したところ、在校生の保護者が令和7年度のスクールバス導入を考慮して、就学校を自分の上のお子さんも事前に変更したいという意見がかなり寄せられました。</p> <p>そのため、在校生の変更についても対象になるように、新入学児童のみというのを削除して、どの学年でも、希望すれば学校を変更することができるというような内容に変更いたしました。</p> <p>河原委員 協力して上の学年の子供で郷州小にスクールバスが出るならば行きたい方について事務的に、申立書を改めてではなくて、例えば希望調査をしたときに、その希望調査をもって申立書に代えて学区外就学の許可書を出すよとか、何か工夫して協力する人たちを募るような、そういうPRをするとよい。学校にそれを出せば、市役所へわざわざ行かなくても、在校生は学校の事務室に出せばいいと。できるだけ親切に対応されるのがよろしいと思う。</p> <p>寺田委員 申立てというのが、行政側からは、来たから認めますよというような感じで取れますので、今後、行政側からの押しつけのような形にならないよう行ってほしい。</p> <p>教育長 議案第10号「守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱</p>
--	---

	について」採決する。
	全員賛成
教育庁	次回定例会
	令和6年3月29日（金曜日）
	午前10～
	場所 守谷市役所議室
	午後4時45分閉会を宣言

会議録署名人	椎名和良
--------	------